

<p>研究成果</p> <p>3,000 字程度 (別紙添付可)</p>	<p>現在、大学における会計簿記の教育は、検定試験や資格試験を過度に重視するという問題が指摘されている。学生にとっては、資格を取得する目標を設定することによって、学習のモチベーションを維持できるというメリットがあるが、教育上では、決して問題はないとは言えない。会計処理の方法を理解できないまま会計簿記の資格を取得した学生、また、会計・簿記の重要性を理解できず、簿記・会計の知識が必要ではないというイメージを持つ学生は少なくないと思われる。</p> <p>さらに、コロナの影響により、今年度から各大学においては、オンライン等の遠隔授業が始まり、また、各種簿記検定試験がオンライン試験に変わるという案内があった。</p> <p>本研究は、大学における会計・簿記教育の現状を調査し、大学における会計・簿記教育の方法、そして、遠隔授業やオンライン試験の実施に伴って、大学での会計・簿記教育はどのように変化するのか、また、どのように行っているのかについて検討しようとするものである。</p> <p>このような研究目的に照らして、今年度は、特に、大学における中小企業会計教育の現状を浮き彫りにし、中小企業会計を大学教育における取り組みの重要性を強調したうえで、その取り組みのあり方について検討した。さらに、遠隔授業やオンライン試験の実施に伴って、大学での会計・簿記教育はどのように変化するのか、また、どのように行っているのかについて、研究班のメンバーと意見交換し、来年度のアンケート調査に向けて、問題の設定、調査内容や調査の方向性を決めた。</p> <p>日本において、2005年に公表された中小会計指針は、中小企業のための会計ルールとして初めて作成されたものであるといえる。ただし、その適用状況からみれば、中小会計指針は決して普及しているとはいえない。その後、国際会計基準審議会 (IASB) は、2009年7月に中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS for SMEs) を公表し、各国も中小企業向け会計基準の策定に着目してきた。このような状況の下で、2012年に中小会計要領が公表されるに至った。</p> <p>現在、両基準が併存している中、特に中小会計要領の普及および活用を中小企業に促進するために、さまざまな支援が行われている。しかし、中小企業の会計は、中小企業の経営者における認知度はいまだに低いというのが問題がある。これらの問題を解決するためには、中小企業の会計を大学会計教育に取り組む必要がある。</p> <p>現在、日本の大学で開設されている会計関連科目として、簿記論、会計学入門、財務会計論、管理会計論、税務会計論などの科目がある。その中でも、会計学入門や簿記論など、会計学と簿記の基礎科目を比較的に低い年次で設置し、財務諸表論や財務会計論などの財務会計に関連する科目を比較的に高年次に開講するのが一般的である。また、管理会計論、税務会計論、監査論などは会計学の発展科目として、3年次以上に開設されることもある。</p> <p>一方、中小企業の会計を独立の科目として取り扱っている大学はほとんどないとみられている。本研究は、中小企業会計を独立の科目として設置している東北工業大学と摂南大学の会計学カリキュラムを取り上げて、中小企業会計教育が大学における取り組みの現状を浮き彫りにした。</p> <p>中小企業の会計を独立の科目として取り扱っている東北工業大学も摂南大学も、「中小企業会計論」を比較的に高年次に設置し、管理会計や税務会計等と同じく、簿記や会計学の展開として位置づけている。</p> <p>しかしながら、授業の内容から見れば、どちらも中小会計要領の内容を取り上げているため、「財務会計論」や「会計学入門」などの授業内容と重なる部分がある。また、中小会計要領は、「簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象」(要領「総</p>
--	--

論」1(2)項)として作成されたものであるため、「財務会計論」などの会計関連科目で取り上げられている企業会計基準の会計処理よりも簡便な会計処理しか取り扱われていない。したがって、授業内容の難易度から見ると、「中小企業会計論」は、1年次や2年次で開設されている「財務会計論」や「会計学入門」などの授業よりも簡単である。むしろ「中小企業会計論」を先に学習したほうが学生にとっては理解しやすいと思われる。本研究は、中小企業会計を大学の会計教育においてどのように取り込むのかについて検討した。

大学教育における中小企業の会計に沿った教育について、成川[2014]は、「教育では易しい事柄から難しい事柄へと、また、少ない範囲から広い範囲へと順を追って教育するのが良い」と述べており、図1のような段階的教育方法を提示した。

図1 理想的な段階的教育



出所：成川[2018]、59頁「図表3 理想的な段階的教育」を引用したものである。

中小会計要領は、中小会計指針に比べて、簡便な会計処理が適当と考えられる中小企業を対象として作成されたものであるため、基準の分量は中小会計指針の半分しかない。また、中小会計指針には、中小会計要領に含まれない「税効果会計」や「組織再編の会計」を取り扱っているため、難易度から見ても中小会計指針の方が上にあるといえる。そのため、理想的な段階的教育方法としては、まず、第1段階と第2段階で中小会計要領、そして、第3段階で中小会計指針を取り上げるのである。

また、中小会計要領で選択適用が認められる項目について、その中でも、より簡便と判断される会計処理を先に教育し、その後、選択適用が認められる他の項目を教育するのも考えられる。たとえば、リース取引について、中小会計指針では、売買取引に係る会計処理が原則的な方法として設けられているが、賃貸借取引に係る会計処理も認められている。これに対して、中小会計要領では、売買取引に係る会計処理と賃貸借取引に係る会計処理の選択適用となっている(成川[2014]、278頁；成川[2018]、59頁)。段階的教育方法によれば、両基準に関係する領域について、選択適用が認められる項目の中、より簡便な賃貸借取引に係る会計処理を最初に学習し、第2段階として、売買取引に係る会計処理を学習するのが理想的であると理解できる。

上述のような段階的教育方法により、大学における中小企業の会計教育を実施すると考えれば、まずは、大学の会計学教育カリキュラムの見直しが必要である。すなわち、段階的教育により大学に中小企業の会計を独立の科目として開設すれば、「中小企業会計論」を1年次に配置し、そして、2年次から「財務諸表論」等の科目を設置するように、会計学カリキュラムを再検討しなければならないことになる。

しかし、現行のカリキュラムを再構築し、新たな教育方法が認められるまではかなりの

時間が必要であり、また、更なる議論も必要であると思われる。そこで、「会計学入門」等の大学1年次に配置される授業において、中小企業の会計を授業内容の一部として取り扱うことも考えられる。1年次で配置される授業で、中小企業会計の内容を取り上げることによって、比較的早い段階で、学生に中小企業会計に関する知識を学ばせることができ、その後、2年次から財務諸表論等の授業で、企業会計基準やIFRSの会計処理を学習することによって、段階的教育が実現できる。

一方、現在の財務会計入門のテキストでは、中小企業会計がほとんど扱っておらず、あったとしても、基準名称の紹介くらいまでに止まっている。河崎[2016]は、「大学・商業高校の簿記・会計テキストのなかで、中小企業の会計が独立の科目として取り扱われるように、教育界に働きかける必要がある」（河崎[2016]、212-213頁）と述べている。したがって、会計学の授業で、中小企業会計の教育時間を確保するために、まず、簿記・会計のテキストのあり方を検討する必要がある。

また、東北工業大学と摂南大学の事例から見ると、「中小企業会計論」の授業内容として、どちらも中小会計要領を取り上げている。基準の認知度と導入状況から考えれば、中小会計指針よりも中小会計要領を取り上げるのは、実務上の有用性が高いが、中小会計指針に沿った教育は必要ではないとは言えない。中小会計指針と中小会計要領は、適用対象となる中小企業の範囲が同じであるが、企業の成長と経営者の意向、または企業の規模により、中小企業は中小会計指針を選択適用することも考えられる。中小企業会計の教育は、中小会計要領まで止まるのは不十分であると思っている。

〈参考文献〉

河崎照行[2016]『最新 中小企業会計論』中央経済社。

成川正晃[2014]「中小企業会計要領と会計教育」『経理研究』第57号、272-279頁。

———[2018]「日本の中小企業会計基準をめぐる課題」『国際会計研究学会 年報』2017年度第1・2合併号、53-62頁。